

複製

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都墨田区東墨田一丁目9番1号

氏名 東京レンダリング 協同組合
代表理事 徳田 昌彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許可の年月日 平成31年 2月 4日

許可の有効年月日 平成36年 2月 3日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ
以上 8品目

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含む）

産業廃棄物の種類 廃油（自社の中間処理施設で処理するものに限る。）
以上 1品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別に記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 2月 4日	新規許可
平成26年 2月 4日	更新許可
平成31年 2月 4日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

<積替え又は保管を行う場所の所在地>

静岡県榛原郡吉田町神戸字向原4231番1、4227番2

産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積み上げることができる高さ
廃油（自社の中間処理施設で処理するものに限る。）	10.98 m ²	26.36 m ³	2.40 m

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。